長寿医療制度の見直しについて

政策レポート

長寿医療制度の円滑な施行、定着のため、政府・与党で以下のような対策を決定し、順次実施しています。

◆低所得の方の保険料を軽くします。

所得の低い方への配慮として、基礎年金だけで暮らしておられるような世帯の方には、均 等割(お一人当たり同じ額を頂く保険料)をさらに軽くします。

具体的には、7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下の場合は、均等割の<u>9割を軽減します</u>。

(例) 均等割保険料額(全国平均) 年額41,500円(月額3,500円)

→7割軽減 年額12,450円(月額1,000円)

→ 9 割軽減 年額 4, 150円(月額 350円)

また、所得割(所得に応じてご負担いただく保険料)を負担する方のうち、住民税を負担しないような特に所得の低い方(具体的には年金収入で153万円から211万円までの方)について、所得割を50%程度軽くします。

(軽減措置により保険料が減少する世帯は69%→75%に)

※なお、20年度は経過的な軽減対策を講ずることとしています。

◆<u>保険料徴収については、特別徴収(年金からのお支払い)から普通徴収(口座</u> 振替)に切り替えることができることになりました。

具体的には、①これまで国保で納め忘れがなかった方が口座振替で納めていただける場合や、 ②配偶者や世帯主が本人(年金収入180万未満の方)に替わって口座振替でおさめていただける 場合には、従来どおり口座振替でお支払いいただくこととし、年金からお支払いいただく必要 がなくなります。

- ◆診療報酬における終末期相談支援料については、7月から、当面凍結します。
- ◆自治体独自の医療費助成事業や人間ドックの助成事業は、自治体独自の事業である ことから、それぞれの自治体において、その実情も勘案しつつ、高齢者の方々に対す る十分な情報提供や理解を得るための取組みを含め適切な対応を求めてまいります。
- ◆資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用することとし、その方針を徹底します。